

共産党議員団の一員として、区長・教育長に質問いたします。

1. 全世代型社会保障改悪をゆるさないために

安倍政権が昨年12月に発表した「全世代型社会保障検討会議」の中間報告は、高齢者を始め多くの国民へのさらなる負担を押しつける内容です。

75歳以上の方の高齢者医療制度の窓口負担が原則1割から2割負担になります。また、紹介状なしの受診は5,000円徴収されていますが、これを徴収できる病院の規模が現在の400床規模から200床規模までに拡大されます。

介護保険では介護保険施設に入所する低年金（月収10万から12.9万円）の方の食費負担を月2万2千円も引き上げる計画です。

年金では「マクロ経済スライド」による給付削減を、現在37歳の方が年金を受給するときまで続ける計画で、高齢者だけでなく若い世代にも負担を押しつける内容です。

社会保障のためとの理由で消費税が導入されて31年目に入りましたが、消費税の負担は3%から10%に増やされその上国民健康保険料や介護保険料などは見直しのたびに保険料が引き上げられています。

後期高齢者の2020年・21年度の保険料が広域連合の第1回定例会で可決されました。（1月30日）一人あたりの平均保険料が3,926円増えて、101,053円と初めて10万円を超えました。国が昨年、低所得者に実施していた特別軽減（9割・8.5割軽減）をなくしたことで、公的年金収入額が80万円以下の方の保険料は53.5%、168万円以下の方は51.5%（21年度）の負担増になり、ますます医療や介護を受けられない方を増やす弱い者いじめのひどい政治です。

これ以上の負担増をやめるよう国に申し入れるべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

ただいまの共産党議員団の福島（ふくしま）宏子（ひろこ）議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、社会保障制度の見直しを行わないよう国に申し入れることについてのお尋ねです。国は、全世代型社会保障検討会議の中で、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、後期高齢者医療制度や介護保険制度における給付と負担などの見直しを進めております。昨年12月にまとめられた中間報告を踏まえ、現在、社会保障審議会医療保険部会において、後期高齢者の自己負担割合のあり方などについて、広範な議論が行われております。国に申し入れることは考えておりませんが、今後も国の動向を注視してまいります。

2. 住宅宿泊事業（民泊）について

住宅宿泊事業法が2018年6月15日に施行され、港区では今年1月15日までの届け出は380件、そのうち家主居住型が29件、家主不在型が351件です。

民泊は旅館業法の対象外となる条件として人を宿泊させる日数が年間180日を超えないものとされ、それを超える場合は民泊の対象外となり、旅館業法の営業許可が必要となります。

ところが昨年第4回定例会での「民泊に関する請願」の審議で、担当課長は『民泊事業として届け出た住宅において、180日間は民泊でその他のあいている期間を1ヶ月以上の賃貸借契約であれば旅館業法に抵触するおそれがないので、賃貸等で使用することは不動産を持っている方の権利になる』と答弁しました。

旅館業法では利用者の衛生上ふさわしくないとの観点から1ヶ月未満の賃貸借は認めていません。しかし、1ヶ月未満の賃貸なのかどうかは保健所ではチェックせず、チェックする部署もありません。旅館業法と不動産賃貸借は生活の根拠がそこにあるかどうかで区別されています。仮に1ヶ月未満の賃貸借契約を結んでもそこに生活の根拠があると判断されなければ旅館業法に抵触することになります。つまり民泊施設において180日を超えて不特定多数の方に住宅を提供する場合は、旅館業法の許可が必要になります。

①公衆衛生上の問題や地域住民とのトラブル防止といった本来の目的からしても、住宅宿泊法 に沿った運用にすべきです。答弁を求めます。

②請願審議で申請のあり方についての問題が浮き彫りになりました。家主居住型での申請が「家主が常時滞在していること」という条件を満たしていないと分かり、4月に受理した後11月になって変更届をださせています。問題は民泊について事前の申請の相談や書類の受け渡し、書類の確認などを業務委託していることです。区の職員は書類を審査し内容が適正であるか判断し、受理します。細かく調べることはしません。近隣住民の訴えが無ければ実態がわかりませんでした。こうしたことを防ぐ対策が必要です。答弁を求めます。

③地域住民からは民泊事業者と運用をめぐって協定を結びたいとの要求が出るのは当然です。区が間に入って協定書の締結ができるよう指導すべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、住宅宿泊事業についてのお尋ねです。

①まず、住宅宿泊事業法に沿った運用についてです。

住宅宿泊事業、いわゆる民泊は、年間最大180日の実施が認められていますが、それ以外の期間は、賃貸借で住宅を使用することも想定されております。その際、賃貸借の期間が一月に満たないような契約は旅館業法に抵触する恐れがあるため、事業者が正しく理解する必要があります。

今後、講習会や立入検査などの機会を活用し、旅館業法等についても周知していくとともに

に、住宅宿泊事業を実施していない期間の住宅の使用方法についても事業者を確認してまいります。

② 次に、申請のあり方についてのお尋ねです。

区は、住宅宿泊事業者が「家主居住型」で事業を行う場合、宿泊者が滞在している間は在宅しなければならないことを、手引きなどを用いて窓口で説明しておりますが、事業者本人の家族等が在宅していれば良いと誤認するケースがあり、丁寧な説明が必要であると考えております。

今後は、より分かりやすい手引きに改善するとともに、事業の届出を受ける際や、届出後の現地調査の際などに、家主居住の実態を確認することにより、住宅宿泊事業が適正に実施されるよう取り組んでまいります。

③次に、地域住民との協定についてのお尋ねです。

区は、住宅宿泊事業を行う場合に、条例で、事業者は周辺地域の良好な生活環境の維持に努めなければならないと規定しており、届出の際に、手引き等により事業者の責務について説明しています。また、実際に生活環境の悪化につながる行為が行われている場合には、適切に事業者を指導しております。

地域住民と事業者の相互理解のもと、協定が締結されるなど、住宅宿泊事業が地域に受け入れられるよう、法令の遵守、近隣への配慮について、事業者に指導、助言してまいります。

3. リーディングアドバイザースタッフ（RAS）の廃止と、図書館支援員の業務委託についての教育委員会の対応について

業務委託についての教育委員会の対応について

地方自治法の改正で区の非常勤職員やアルバイトなどの方は、会計年度任用職員に移行することになり、継続して仕事を続けます。ところが教育委員会は有償ボランティアであるリーディングアドバイザースタッフ（RAS）の会計年度任用職員への移行を内部の検討だけで廃止し、業務委託することを決めました。事実上の雇い止めです。

RASの導入は17年前です。導入以前は鍵がかかっていて自由に使えなかった図書館を、RASの皆さんの努力で、蔵書の整理、児童・生徒への読書の推奨、学習資料の準備や提供など図書館としての役割を改善させてきました。

RASの処遇については、常勤化することや、報酬の引き上げ、交通費の実費支給、大規模校へは人を増やすこと等々区議会からも改善を求める質疑が共産党だけでなく他会派からも出されていきました。にもかかわらずRAS制度を廃止し学校図書館支援員として業務委託することを教育委員会にも、区民文教常任委員会にも報告していません。議会軽視です。

RASの皆さんから、みなと政策会議と共産党へ相談が寄せられ、共同で教育長に申し入れを行いました。結果的に教育委員会は業務委託の方針は変えませんでした。業者募集を当初の計画より遅らせざるを得ませんでした。

学校教育にとって重要な役割を果たし、教育の一環である学校図書館を公教育から外し、

利益追求の民間に業務委託などとんでもありません。

- ① 民間委託を決定した経過について明らかにすること。民間委託はやめ、区の直営とすること。
- ② RASの方々の意向をきちんと調査し丁寧な対応をすること。RASの方々が継続して働きたい意向がある場合は直接雇用の職員（会計年度任用職員など）とすること。
- ③ これまで学校図書館運営に携わってきたRASの方々からの改善要望や提案を今後の計画にしっかり反映させること。
答弁を求めます。

【教育長答弁】

①ただいまの共産党議員団の福島(ふくしま)宏子(ひろこ)議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、リーディングアドバイザーリースタッフの廃止と学校図書館支援員の業務委託についてのお尋ねです。

まず、業務委託を決定した経過と業務委託をやめることについてです。

これまで、港区の学校図書館は、有償ボランティアであるリーディングアドバイザーリースタッフと、業務委託で配置された学校司書が中心となって学校図書館を運営してまいりました。

新学習指導要領において、学校図書館の機能の充実が求められており、教育委員会では、読書活動を推進するこれまでの「読書センター機能」に、学習環境充実のための「学習センター機能」と情報リテラシーを育む「情報センター機能」を整備することが喫緊の課題であると考えております。

このような中、現場の校長を含めた委員で構成する「学校図書館支援センター検討会」で、今後の学校図書館運営業務の在り方を検討してまいりました。

検討会では、学校図書館運営業務を担う職員の指示命令系統を一本化でき、さらに専門性の向上を図る研修や支援を行うには業務委託が適していることや、会計年度任用職員として雇用した場合は、勤務状況の管理のため副校長の業務負担が増加することなどの意見が出されました。

これらのことを踏まえ、よりよい学校図書館の実現のために、区の職員として採用をするのではなく、学校司書と学校図書館支援員を一括で業務委託することといたしました。

②次に、リーディングアドバイザーリースタッフの意向確認と丁寧な対応についてのお尋ねです。

教育委員会は、昨年12月中旬にリーディングアドバイザーリースタッフ全員を対象に意見交換会を開催し、現在の業務への意見を伺い、令和2年度より学校図書館の運営業務を委託事業とすることについて説明いたしました。

また、12月下旬から今年1月には、一人ひとりに業務委託先の職員として学校図書館で勤務することになった場合の雇用条件について補足説明をするとともに、今後の学校図書館での勤務希望を確認いたしました。

さらに、2月には、全小中学校を訪問し、校長や副校長の同席のもと、令和2年度以降の学校図書館の運営に関わる業務委託内容や雇用条件等について説明するとともに、教員の業務を支援するスクールサポートスタッフとしての雇用についてもご案内いたしました。リーディングアドバイザースタッフを会計年度任用職員として雇用することは、勤務状況を管理する副校長の業務負担の増加や学校図書館の運營業務を担う職員の指示命令が一本化できない等の理由から考えておりませんが、今後も、学校図書館の運營業務についてのご意見を伺い、これまでリーディングアドバイザースタッフとして発揮していただいた高い技能を活かしていただけるよう、丁寧な対応を続けてまいります。

③次に、要望や提案を今後の計画に反映させることについてのお尋ねです。

昨年12月に開催した教育委員会とリーディングアドバイザースタッフとの意見交換会では、業務委託する際に経験年数の豊富なリーディングアドバイザースタッフを学校司書として雇用をすることや、リーディングアドバイザースタッフと学校司書の連携がとりづらいなどの意見をいただきました。

教育委員会では、職員の経験や能力に応じたキャリアアップができる仕組みづくり、学校司書と学校図書館支援員の業務分担の明確化や連携の強化等について、業務が開始される4月までに、委託事業者とともに十分な準備を行ってまいります。

4. 食物アレルギーを有する児童への学校給食の対応について

現在、港区立小学校18校には9475名が学び、延べ人数で723名（実数は299名）の児童が食物アレルギーの診断を受けています。（中学校は2,053名中55名）

平成27年3月に、文部科学省が「学校給食における食物アレルギー対策指針」を策定し、これを受け、港区は昨年『区立幼稚園・小中学校における食物アレルギー対応マニュアル』を策定しました。安全、安心な学校給食の提供を第一に考えながらも「すべての児童・生徒にとって給食の時間が安全で楽しいものとなる」ようにと書かれています。

すべての児童は等しく教育を受ける権利を持っています。学校給食もその一環です。アレルギーだからと言って学校給食に格差が生まれることはあってはならないことです。

- ① 港区が策定した対応マニュアルには緊急時の医療機関、消防機関との連携や、事故及びヒヤリハット事例の情報収集とフィードバックについてなど、掲載されていません。子どもの命がかかったことです。これらをマニュアルに盛り込むべきです。答弁を求めます。
- ② 文部科学省は指針の中で代替食の提供を理想としています。区内の保育園では代替食が提供されています。議員団で視察をしたところ小麦を使ったパスタの代わりにフォーを提供していました。学校給食でもアレルギー代替食を提供すること。そのための人員増を行うこと。それぞれ答弁を求めます。
- ③ 牛乳アレルギーの児童は家庭からお茶を持参し、牛乳代を返還しています。授業に使う教科書だけでも重たい上にお茶の持参は子どもの負担になります。給食でパックの牛乳

を提供するのと同じように牛乳アレルギーのお子さんにはパックのお茶等の提供をすること。コストが上回る分は公費で拠出すること。答弁を求めます。

- ④ 港区として、ハムやソーセージについても混入対策をするよう指定業者に要請すること、または混入対策が取られている業者を積極的に選定すること。答弁を求めます。
- ⑤ 厚生労働省の指針ではアレルギー疾患対策に係る業務を統括する部署の設置が求められています。港区ではアレルギーに関する相談は保健所、学校給食は教育委員会、さらに学童保育中のおやつについては子ども家庭課と、たらいまわしにされていると区民からの訴えがありました。アレルギーに関する統括した部署の設置をするべきです。答弁を求めます。

【教育長答弁】

①次に、食物アレルギーの児童・生徒への学校給食での対応についてのお尋ねです。

まず、マニュアルに緊急時必要な情報を盛り込むことについてです。

各学校では、教育委員会が一定の方針を示し、学校を支援するために作成した、「区立幼稚園・小中学校における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、各学校独自のマニュアルや指導計画を作成し、医療機関や消防機関との連携も含め、アレルギー対応を行っております。

現在、教育委員会では、学校長や養護教諭、学校栄養士、医師等による「食物アレルギー対応マニュアル検討委員会」において、「区立幼稚園・小中学校における食物アレルギー対応マニュアル」の改定作業を進めております。

今後、学校の食物アレルギー対応の参考となるよう、過去のアレルギー事故事例や、アレルギーによる緊急対応の連携先である医療機関情報、消防機関への救急依頼方法等、学校における緊急時に役立つ情報をマニュアルに掲載してまいります。

②次に、アレルギー代替食の提供とそのための人員増についてのお尋ねです。

学校給食における食物アレルギー対策においては、安全性を最優先とすることが大原則となっており、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」には、代替食の提供について、「代替食は除去食よりきめ細かな対応が必要になるため、安全性が担保できない時は除去食対応を選択する」とされております。

児童・生徒数が増加する中、各校では現在、面積が限られた調理室において食数増加等の対応に伴い作業量が増加しており、別の調理手順が必要となる代替食の調理を行うことは困難な状況です。限られた空間や時間の中で、個別対応である代替食を調理することは、食物アレルギーの児童・生徒に通常食を配食してしまう可能性があり、安全性の確保が難しくなります。現在、代替食を提供している自治体では、余った類似の通常食をアレルギー児童自身が「おかわり」をして、誤って食べてしまう危険性を考慮し、代替食をやめる予定のところもあります。

このことから、代替食の提供やそのために必要な人員増は考えておりませんが、引き続き、安全な給食の提供に努めてまいります。

③次に、牛乳アレルギーの児童・生徒にお茶等を提供することについてのお尋ねです。

現時点では、お茶等の提供やそれに伴う公費の負担は考えておりませんが、引き続き、アレルギー児童・生徒の安全を最優先とした学校給食の提供に努めながら、お茶等の提供については、今後、他の自治体の対応状況に関し、調査してまいります。

次に、ハムやソーセージの混入対策についてのお尋ねです。

学校給食で使用されるハム、ソーセージなどの加工食品は、食材そのものには食物アレルギーの原因となる食材が使用されていない場合でも、同じ工場内で食物アレルギーの原因となる食材を使用した食品を製造している場合、意図せず原因物質が混入してしまう危険性があります。

国の「学校給食における食物アレルギー対応指針」では、食物アレルギーの原因となる食材に関し、「極微量の混入でアレルギー反応が誘発される可能性がある場合は、安全な給食の提供は困難」とされており、港区においては、弁当持参の対応をしております。

しかしながら、食物アレルギーのある児童・生徒が他の児童・生徒と同じように給食を楽しむことは大切であると考えております。

現在、混入のおそれの全くないハムやソーセージの製造業者については、確認できておりませんが、混入対策が取られている事業者の選定につきましては、他自治体や関連事業者に調査を行った上で、対応してまいります。

また、今後、納入業者を通じて製造元への混入対策の要請を行ってまいります。

【区長答弁】

最後に、アレルギーに関する統括部署の設置についてのお尋ねです。

アレルギーの原因は、非常に多岐にわたることから各部署で分野ごと、内容ごとに専門的に対応しています。学校や保育園、学童クラブ等の子どもの施設では、マニュアル等を作成し取り組んでおります。また、生活環境に関する対策につきましては、リーフレットを作成し啓発しております。

アレルギーに関する統括部署は設置しておりませんが、事例などについて全庁的に情報共有を行っております。統括部署の設置につきましては、今後、検討してまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

教育に係わる問題については、教育長から答弁いたします。

5. 教員の変形労働時間制導入をしないことについて

昨年12月4日、安倍政権は「過労死が増える」「先生を続けられなくなる」などの声を押し切って「教職員給与特別措置法」を強行成立させました。法案提出にあたっては教員遺族の会などから3万筆を超える反対署名が提出されていました。

港区の過去5年間の教員の病休の実態では全体の約7割が精神疾患によるものです。昨年6月の残業時間を調べると、小学校18校のうち平均残業時間が文科省の定めるガイドラインの上限、月45時間を下回るところはたったの3校です。残りの15校はガイドラインを守

っていません。過労死ラインの残業月 80 時間を超える人は区内の小学校教員数 493 人中 99 人に上ります。「恒常的に残業がある」教員の労働時間をますます引き延ばす制度の導入は到底許することはできません。

教員が長時間労働で疲弊した状況で学力が向上するのでしょうか？夏休みをまとめて取るのではなく、教員は一人の人間として日々しっかり休養をとることが必要不可欠です。夏の休日と引き換えに平日の勤務時間を延長するということは『悪魔の取引』です。

今やるべきは、教員の異常な長時間労働の是正です。新学習指導要領の実施で道德の所見、小学校英語、プログラミング教育など、業務内容はこれまで以上に増えます。過大な授業数の見直し、研究授業や行政研修の簡素化を急ぎ、先生たちが授業準備や子どもとじっくり話をする時間を保証するべきです。

- ① 教員として働く夢を抱く若者を応援するためにも港区は教員の変形労働時間制の導入をしないこと。
- ② 1 学級の児童数を減らし、教職員の数を増やし、教員の長時間労働をなくすこと。
それぞれ答弁を求めます

【教育長答弁】

①次に、教員の変形労働時間制についてのお尋ねです。

まず、変形労働時間制を導入しないことについてです。

令和元年 1 2 月、繁忙期の勤務時間を延長し、延長した勤務時間を、長期休業中に休日としてまとめて取ることを可能とする、変形労働時間制を、地方公共団体が条例で規定できる「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布されました。

変形労働時間制については、今後、本制度を適用するための要件等を定める文部科学省令の制定、指針の告示等が予定されており、国や東京都の動向を注視し、教員の負担軽減を踏まえ、変形労働時間制の導入の可否を含め、検討してまいります。

②最後に、長時間労働の解消についてのお尋ねです。

区立小・中学校の学級編制、教職員定数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」のもと、東京都教育委員会の基準・方針により、決定しております。

具体的には、小学校第 1 学年は、国の制度により原則 1 学級 3 5 人、中学校も含め他の学年は 1 学級 4 0 人編制ですが、港区は、東京都の基準に基づき、小学校第 2 学年及び中学校第 1 学年についても原則 3 5 人としています。

また、港区においては、児童・生徒への個別指導の充実を図るため、正規の教職員の外に、区独自に講師、介助員、学習支援員等を配置し、教員の負担軽減を図っております。

さらに、教職員定数の改善と学級編制基準の緩和につきましては、これまでも全国都市教育長協議会を通して、国に要望してまいりましたが、今後も、引き続き強く要望してまいります。

あわせて、「港区教職員の働き方改革実施計画」の取組を確実に進め、教員の長時間労働の解消に向け、積極的に取り組んでまいります。
よろしくご理解のほどお願いいたします。

答弁によっては再質問することを申し述べて、質問を終わります。

再質問

福島 宏子 議員（共産党議員団）

《再質問》

ハムやソーセージの混入対策について

《質問要旨》

ハムやソーセージは、各学校の栄養士が決めた業者から購入しているとのことだが、献立に盛り込むのであれば、具体的には日本ハムの「みんなの食卓」など、対応予算をしっかりと配分した上で、アレルギー対応食品を積極的に使用するべきである。

《教育長答弁要旨》

現在、混入のおそれの全くないハムやソーセージの製造業者については、確認できていない。

先ほど、具体的な名前を出していただいたが、他自治体あるいは関連事業者に調査を行い対応していきたい。